

ことなどから、同日、事实上消滅した。

(6) 被上告人は、平成22年2月12日、上告人に対し、上告人の現地製造子会社等に対する本件ブラウン管の売上額を基礎として算定された課徴金13億7362万円を納付することを命じる本件課徴金納付命令を発した。

第2 上告代理人内田晴康ほかの上告受理申立て理由第3及び第4について

1 所論は、本件合意は国外で合意されたものであるところ、本件ブラウン管を直接購入したのは国外に所在する現地製造子会社等であること等から、本件は我が国の独禁法の適用対象とならない旨をいうものである。

2 独禁法は、国外で行われた行為についての適用の有無及び範囲に関する具体的な定めを置いていないが、同法が、公正かつ自由な競争を促進することなどにより、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としていること（1条）等に鑑みると、国外で合意されたカルテルであっても、それが我が国の自由競争経済秩序を侵害する場合には、同法の排除措置命令及び課徴金納付命令に関する規定の適用を認めていたと解するのが相当である。したがって、公正取引委員会は、同法所定の要件を満たすときは、当該カルテルを行った事業者等に対し、上記各命令を発することができるものというべきである。

そして、不当な取引制限の定義について定める独禁法2条6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことというものと解される（最高裁平成22年（行ヒ）第278号同24年2月20日第一小法廷判決・民集66巻2号796頁参照）。そうすると、本件のような価格カルテル（不当な取引制限）が国外で合意されたものであっても、当該カルテルが我が国に所在する者を取引の相手方とする競争を制限するものであるなど、価格カルテルにより競争機能が損なわれることとなる市場に我が国が含まれる場合には、当該カルテルは、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものということができる。

- 10 -

3 前記事実関係等によれば、我が国テレビ製造販売業者は、自社との資本関係又は緊密な業務提携関係に基づき、現地製造子会社等を含むグループ会社が行うブラウン管テレビの製造販売業全体を統括し、ブラウン管テレビの生産計画や仕様等を決定するなどした上で、現地製造子会社等に指示して製造させ、また、我が国テレビ製造販売業者又はその子会社等は、現地製造子会社等が本件ブラウン管を用いて製造したテレビの全部又は相当部分を購入した上で販売していたものである。このように、我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造業務については現地製造子会社等に移管又は委託していたものの、ブラウン管テレビの製造販売業の主体として引き続き自社及びその子会社等が行う当該事業を統括し、遂行していくものであり、現地製造子会社等は、我が国テレビ製造販売業者による指示を受ける関係にあったものということができる。そして、我が国テレビ製造販売業者は、ブラウン管テレビの製造販売業を統括し、遂行する一環として、その基幹部品であるブラウン管の購入先、購入価格、購入数量等の重要な取引条件を決定し、その購入を現地製造子会社等に指示し、現地製造子会社等に本件ブラウン管を購入させていたものである。さらに、我が国テレビ製造販売業者は、サムスンSDIほか4社との間で本件ブラウン管の取引条件に関する本件交渉等を自ら直接行っていたものであるところ、本件合意は、その本件交渉等においてサムスンSDIほか4社が提示する価格を拘束するものであったというのである。

そうすると、本件の事実関係の下においては、本件ブラウン管を購入する取引は、我が国テレビ製造販売業者と現地製造子会社等が経済活動として一体となって行ったものと評価できるから、本件合意は、我が国に所在する我が国テレビ製造販売業者をも相手方とする取引に係る市場が有する競争機能を損なうものであったといいうことができる。

4 以上によれば、本件合意は、日本国外で合意されたものではあるものの、我が国の自由競争経済秩序を侵害するものといえるから、本件合意を行った上告人に對し、我が国の独禁法の課徴金納付命令に関する規定の適用があるものと解するの

- 11 -

結果をJMT等が享受したというべきものであり、決して、日本ビクターがJMT等に対して当該価格での購入を指示して購入させたと評価できるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、原告らの請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 独占禁止法上の需要者の解釈について

(1)ア 独占禁止法1条の目的規定からすると、同法は、直接的には我が国における「公正且つ自由な競争を促進」すること、すなわち、我が国の自由競争経済秩序を維持することを目的とし、究極的には「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること」を目的としているといいうことができる（最高裁昭和59年2月24日第二小法廷判決・刑集38巻4号1287頁）。

イ 上記のとおり、独占禁止法が、我が国における自由競争経済秩序の維持をそのままの目的としていることに照らせば、事業者が、日本国外において、他の事業者と共同して同法2条6項に該当する行為（不当な取引制限）に及んだ場合であっても、当該行為が一定の取引分野における我が国に所在する需要者（同条4項1号にいう需要者）をめぐって行われるものであるときには、同法3条後段が適用されると解するのが相当である。

(2) そこで、独占禁止法2条4項1号にいう需要者とはどのような者を意味するのか（同法上の需要者の解釈）について検討する。

ア 需要者は、供給者から商品又は役務の供給を受ける者であるが、供給を受けたに当たっては、①供給者と取引交渉をして意思決定をし、②上記意思決定に基づき、対価を支払って商品等の供給を受け、これを使用収益するという過程を経ることになるところ、②の行為を行う者が需要者と認められることは、その行為内容からして明らかである。通常は、①と②の行為は同一の者により行われるため、その者が我が国に所在すれば、需要者が我が国に所在すると認めることができ、同法3条後段の適用が可能となるが、①の行為者は我が国に所在するものの、②の行為者

は我が国に所在しないという場合において、①の行為者も需要者と認め、同法3条後段の適用を可能とすることが本件における争点となっている。

イ 独占禁止法2条4項は、二以上の事業者が、「同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給する」行為等をすることを「競争」と定めるところ、同条6項は、事業者が、他の事業者と共同して対価を決定するなどして、一定の取引分野における「競争」を実質的に制限することを「不当な取引制限」とし、同法3条後段はこの「不当な取引制限」を行なうことを禁じている。上記のとおり、独占禁止法3条後段は、二以上の事業者による同一の需要者に対する供給行為を、事業者間で対価を決定するなどして実質的に制限することを禁じているものであるから、当該需要者は供給を受ける者と評価し得ることが必要となると解せられる。

一方、独占禁止法が、我が国における自由競争経済秩序の維持をその直接的目的としていることは上記1)アのとおりである。自由競争経済秩序の維持は、供給者と需要者の双方が、それぞれ自主的な判断により取引交渉をして意思決定をするという過程が、不当な行為により制限されないことが保障されることによって図られるものであり、自由競争経済秩序の維持を図る上で保護されるべき需要者の属性としては重要なのは、意思決定者としての面と解せられる。

以上を総合すると、意思決定者と、供給を受けてこれを使用収益する者が異なる場合であっても、両者が一体不可分となって供給を受けたと評価できる場合は、意思決定者についても需要者として認めることができ、我が国に所在する当該需要者について、独占禁止法3条後段の適用が可能となると解するのが相当である。

ウ これに對し、原告らは、前記第2の6(1)イ及びウで指摘する理由により、需要者は、対象となる商品の提供を受けて対価を支払い、これを使用収益する者でなければならぬと主張する。しかし、以下に述べるとおり、上記指摘に係る点は、上記イの解釈を左右するものとは認め難い。

ア 前記第2の6(1)イについて

独占禁止法における企業結合規制は、競争に影響を与える蓋然性があると考えら